

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和7年4月1日現在

## 1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 0244-24-3418 (午前8時30分～午後5時15分まで)

FAX 0244-24-1271

担当 原田 トワ子 青田 由希 濱名 早千恵  
米倉 祐子 阿部 智子 志賀 偉久子

\* ご不明な点は、なんでもご相談ください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 南相馬市社会福祉協議会
所在地	南相馬市原町区小川町322-1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (福島県 0771200102)
サービスを提供する地域	南相馬市

### (2) 同事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1		統轄管理	1
主任介護支援専門員	4		計画作成	6
介護支援専門員	2		介護報酬管理	1

### (3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時15分 (必要に応じて電話等により24時間連絡が可能な体制となります。)
土曜日・日曜日・祝日	原則休日(12月29日から翌年1月3日まで休日) ・必要時は対応いたします。

## 3. 利用料金

### (1) 要介護認定を受けられた方は、自己負担がありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき厚生労働大臣が告示した金額をいただきます。サービス提供証明書と領収書を発行いたしますので保険料等を納付し、サービス提供証明書他を提示すると、保険者(各市町村)から相当分の払戻しを受けることができます。

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域(南相馬市)に居住する方は無料です。

## 4. 事業所の居宅介護支援の特徴

### (1) 運営の方針

事業所では、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、保健・福祉・医療の多様なサービスが提供されるよう配慮します。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

事業所における居宅サービス計画の作成手法は、法令に準拠し介護支援専門員が修得した方式によります。

## 5. サービス利用の方法

### (1) サービス利用の開始

電話等で申込みください。事業所の介護支援専門員が訪問します。  
契約を締結した後に、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの変更

サービス内容に不満がある場合、またはわからないことは遠慮なく介護支援専門員に希望を申し出てください。納得の得られるように協議をいたします。

### (3) サービスの終了

- ① 利用者の都合によりサービスを終了する場合は14日前まで申し出てください。いつでも契約は解除できます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合、例えば人員の不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前まで文書で通知するとともに、地域内に所在する他の居宅介護支援事業所を紹介し繋ぐものとします。
- ③ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
  - 1) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
  - 2) 利用者の要介護認定区分が、要支援及び非該当(自立)と認定された場合
  - 3) 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者や親族等が事業所や介護支援専門員に対し、サービスの継続をし難い程の背信行為が認められる場合には、文書で通知することにより直ちにサービスを終了する場合があります。

## 6. サービス内容に関する苦情等

### (1) 事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供されている各サービスについての相談・苦情は下記まで連絡ください。

電話 0244-24-3418 (月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで)

受付担当 青田由希 濱名早千恵 米倉祐子 阿部智子 志賀偉久子

解決責任者 原田トワ子

### (2) 事業所以外においても相談・苦情を受付けています。

- ①南相馬市役所(保険者) 長寿福祉課 介護保険係 電話 0244-24-5334
- ②福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 024-528-0040

## 7. 事故発生時の対応

事業所の提供するサービスについて、事故等が発生した場合にはすみやかに緊急の措置を講ずるとともに、親族等及び保険者に連絡します。

## 8. 損害賠償

事業所は、サービス提供に伴い自己の責めに帰すべき事由により、利用者に生じた損害についてすみやかに賠償します。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者：管理者 原田 トワ子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。

- (4) 職員に対して虐待防止をするための定期的な研修を実施しています。  
サービス提供中に、当該事業所職員又は関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.0. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1.1. 感染症対策等

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等に取り組みます。

1.2. ケアマネジメントの公正中立性の確保

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、当該地域における複数の居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を利用者、またはその親族等に対して適正に説明し、サービスの選択ができるようにいたします。

又、居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス事業所等について、その種類、内容、位置付けた理由等について、利用者およびその親族等に対して説明します。

1.3. 守秘義務

事業所の介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及び親族等の秘密を漏洩することはありません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

1.4. 事業所の概要

設置者 社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

代表者 会長 佐藤 正彦

所在地 南相馬市原町区小川町322-1

営業所 居宅介護支援

- 1) 南相馬市社会福祉協議会  
管理者 原田 トワ子  
電話 0244-24-3418

訪問介護

- 1) 南相馬市社会福祉協議会  
管理者 福島 祐子  
電話 0244-24-3870

上記の事業所は、介護保険関係指定事業所として開設しています。

【説明確認欄】

令和7年8月1日

居宅介護支援の利用にあたり、契約書および重要事項について説明しました。

	所在地	南相馬市原町区小川町322-1	
		指定居宅介護支援事業所	
事業者	名称	南相馬市社会福祉協議会	
	代表者	管理者 原田 トワ子	印
	職名	主任介護支援専門員	
説明者	氏名	原田 トワ子	印

居宅介護支援の利用にあたり、契約書および重要事項について説明を受けました。

	住所	南相馬市	
利用申込者	氏名		印
利用申込者の親族又は(代理人)	住所		
	氏名		印

## 覚 書

様以下「利用者」という。)と指定居宅介護支援事業所南相馬市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)との間で、令和7年 月 日に締結した居宅介護支援利用契約書第11条(守秘義務)について、消費者契約法(平成13年4月1日法律第61号施行)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に準拠し、詳細について下記のとおり定めることに、当事者双方異議なく同意しました。

### 記

- 1 利用者および親族等は、利用者に対する介護サービスの提供に必要な範囲で、サービス担当者会議および調整会議等に個人情報を用いることに同意します。ただし、個人情報を用いる場合には、事前に利用者及び親族等の承諾を得るものとし以下同様とします。
- 2 利用者および親族等は、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するにあたり必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。
- 3 利用者および親族等は、介護サービスの資質の向上を目的とした第三者評価機関等による審査のために、個人情報を用いることに同意します。
- 4 事業所の従事者は、知り得た利用者および親族等に関する個人情報を、上記以外に用いることはなく、居宅介護支援契約が終了した後も継続いたしません。
- 5 利用者またはその親族たる代理人、補助人、保佐人、後見人およびそれぞれの監督人等は本書を取り交わした記載事項に錯誤または誤認があり不利益を受けると認められる場合は、いつでも申し出ることにより本約定を取消することができます。

上記のとおり令和7年 月 日に利用者の居宅においてこの覚書を作成し当事者双方とも合意したので、下記に署名押印しそれぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

住 所	南相馬市原町区小川町322番地の1 指定居宅介護支援事業所
事業者 名 称	南相馬市社会福祉協議会(指定番号 0771200102)
代表者名	管理者 原田 トワ子 印
職 名	主任介護支援専門員
説明者 氏 名	原田 トワ子 印
住 所	南相馬市
利用者 氏 名	印
利用者 住 所 の親族 (代理人) 氏 名	印